

# 介護の問題

## 2021年度報酬改定

(中)

### ケアマネ

厳しい経営の介護事業所のなかでも、いつそう深刻なのが、利用者ごとの介護計画(ケアプラン)を作成し、サービス事業者との連絡・調整などケアマネジメントを行う居宅介護支援事業所です。同事業所の平均収支差率(利益率)は介護保険制度の開始以来、一貫して赤字続きです。2019年度はさらに前年度比1・5倍減に落ち込みました。

厚労省も、同事業の経営が厳しいことは認めつつ、今回の報酬改定でも肝心の基本報

■特定事業所加算を取得しても事業所の経営は厳しい

	収支差	取得率
加算1	4.2%	1%
加算2	0.8%	17.4%
加算3	▼0.2%	10.6%

取得率は全事業所のうち加算を取得した事業所の割合

酬の引き上げには言及せず、一定の職員配置基準などを満たした事業所にのみ報酬を上乗せする「特定事業所加算」が見直しでよどよどとしています。

同加算は、小規模な事業所

ほど取得が難しく、取得できている事業所は全体の3割弱にとどまります。厚労省は、現在4段階の特定事業所加算に要件を緩和した段階を新設する方針です。

実際には、加算額が最も高い加算1を取得できている事業所でも収支差率は4・2%で、加算2では0・8%、加算3ではマイナス0・2%と赤字に落ち込みます。加算が取れていても経営が苦しいのが実態で、取得要件の緩和では根本解決に全くなりません。

同省は、1人のケアマネが扱う利用者数を緩和することで、事業所の収入を増やす方向も示しています。現在は取扱件数が40件を超えると報酬が減額されますが、ICT(情報通信技術)活用や事務職員配置を条件に45件まで認めるというものです。

現場からは、「いまでも業務

で忙殺されているのに取扱件数を増やせばケアの質が低下する」「赤字で追加の事務職員を配置する余裕はない」との批判が上がっています。

### 多数回利用

(ケアプラン)を立てる場合の訪問回数が多い介護計画

介護の利用を抑制する動きにも注意が必要です。前回18年度の報酬改定に合わせて財務省は、ホームヘルパーが利用者の自宅を訪問して身体介護や生活援助を行う「訪問介護」について、生活援助の回数がいちじるしく多い利用者がいる」と主張。民間の家事代行サービスと比べて割安だなどとし、1日の利用に上限を設けるよう求めました。

しかし、本紙の取材によると、多すぎると指摘された利用者は認知症があり、服薬指導など生活全般の支援で在宅生活を成り立たせてくるため1日複数回の訪問が必要だった。

(つづく)

12/12月

# 赤字解消の方策なし

たことが判明。その後の厚労省の調査でも「大多数が適切なサービス」だったことが明らかになりました。

それにもかかわらず厚労省は、訪問回数が多い介護計画

で忙殺されているのに取扱件数を増やせばケアの質が低下する「赤字で追加の事務職員を配置する余裕はない」との批判が上がっています。

このことから、厚労省は、訪問介護全体をターゲットに在宅サービスの抑制を図るつもりか」(認知症の人と家族の会)との批判がでています。